

2023年12月11日

ジェットスター・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 片岡 優 殿

ジェットスタークルーアソシエーション  
執行委員長 木本 薫子

## 回答書

貴社からの2023年12月6日付け「団体交渉申入書」に対し、以下の通り回答いたします。

1. 団体交渉の目的  
労働協約の締結

2. 日時  
2023年12月13日(水) 14時00分から16時00分

3. 場所  
本社 会議室

4. 参加者（JCA側）  
木本薫子、片桐麻紀、内田さおり、星桃々子、三宅優平、小阪修、井小萩明彦、平木隆幸、竹下洋平、大村健太

5. 参加者（会社側）  
労働協約に署名、捺印が必要なため片岡代表取締役社長の出席を求めます。

6. その他

A. 会社が日時場所を指定する限り、JCA側で勤務調整が必要となる者に対しては、勤務調整によって逸失されるすべての賃金が補填されなければ生活に支障が出るため、貴社からの申入れを受け入れたくても受け入れることができなくなりますのでご理解をお願い申し上げます。12月4日の貴社申入れの団体交渉が、勤務調整が実施されなかったことから不開催となったことは大変遺憾でありました。再び同じことが起こらぬよう貴社の誠実な対応を求めます。なお、勤務調整は12月12日(火)の18時までに完了していただきますよう、お願い申し上げます。

B. 我々は何度も未払い賃金の計算に関わる所定労働時間の決定時期について、その根拠を説明をしてきました。それは労働基準法であり、昭和63年の厚生労働省の通達でした。会社が「さらなる説明を求める」というのなら、また同じ内容を説明して差し上げるのは構いませんが、これまでの事務折衝、団体交渉にて何を我々から聞いてきたのでしょうか。

以上